



2025年3月23日

各 位

会 社 名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 清崎 哲也
(東証スタンダード・コード9127)
問合せ先 取締役 松本 和成
(TEL 03-5439-0260)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、2026年2月に株主還元方針の変更（連結配当性向の引き上げ及び下限配当額の設定等）を公表いたしました。また、当社株主との間では、資本効率の在り方や適切なキャッシュアロケーションの考え方等について、建設的な対話を複数回重ねており、当社株主によるアドバイスも踏まえて検討を進めた結果、更なる株主還元の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得の実施を決議いたしました。

2. 取得の方法

本日（2026年3月23日）の終値（最終特別気配を含む）4,275円で、2026年3月24日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。また、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 : 400,000 株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 20.7%)
- (3) 株式の取得価額の総額 : 1,710,000,000 円を上限とする
- (4) 取得結果の公表 : 2026年3月24日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(注) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(注) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(参考) 2025年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を含む)	1,932,000 株
自己株式数	1,991 株

以 上